

幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定及びその実施に向けた検討論点案

第2回 幼児期までの子どもの育ち部会 令和5年6月14日	参考資料 1
------------------------------------	-----------

「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理(2023.3.30)のポイント

目的

こども基本法の目的・理念に則り、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子どもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、子どもの心身の健やかな育ちを保障し、子どもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべての子どもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

▷視点：子どもの育ちそのものへ着目、施設類型を越え、日常的に子どもと関わらない人を含め対象

▷考え方の柱：身体・心・社会（環境）の3つの視点を一体的に／安心と挑戦の循環（愛着が鍵）／こどもまんなかチャートの視点

▷具体化の方向性：育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に、誰と何を共有したいかを具体化。施策はこども大綱と連携。

こども家庭審議会諮詢第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(2023.4.21)【抄】

併せて、「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

「幼児期までの子どもの育ち部会」における具体的検討事項

基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

▷子どもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。

▷妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。

▷名称も、子どもの育ちに着目したものとすることに留意。

▷大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指すが、必要に応じて見直しも想定。

▷こども大綱（今後5年間をメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本の方針や重要事項等を定める）との連携に留意。

検討事項の論点案

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。

▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、子どもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。

▷こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的な子どもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、子どもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。

▷保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。